

# 障害者虐待防止・権利擁護に関する取り組み

当法人は、障害のある方の尊厳と権利を守り、安心・安全な支援を提供するため、虐待防止および権利擁護の体制整備と継続的な改善に取り組んでいます。

## 1. 虐待防止の基本指針の整備

虐待の未然防止・早期発見・早期対応・再発防止の考え方や、全職員が共有すべき基本姿勢を明文化しています。

## 2. 倫理綱領の整備

利用者の尊厳、権利擁護、プライバシー、意思の尊重等、支援者としての倫理的な行動基準を定めています。

## 3. 虐待防止規程の整備

虐待(疑いを含む)への対応、報告・記録、調査、再発防止、関係機関との連携等の手順を規程として整備しています。

## 4. 虐待防止委員会(身体拘束適正化を含む)の設置

組織的に虐待防止を推進する委員会を設置し、身体拘束等の適正化も含めて検討・点検を行います(原則毎月開催、必要時は臨時開催)。

## 5. 虐待防止責任者・相談窓口の設置

虐待防止責任者を定めるとともに、職員・利用者・家族等が相談できる窓口体制を整備しています(窓口詳細は別途掲示)。

## 6. 虐待防止研修会の実施および外部研修への参加

職員の理解と実践力を高めるため、虐待防止研修を計画的に実施します(年1回以上、事業所単位等)。

また、外部研修へ担当者ならびに職員を派遣し、最新の知見や支援技術を学び、法人内で共有・実践につなげています。

## 7. 虐待防止チェックリスト・アンケートの実施

不適切支援やリスクの芽を早期に把握するため、チェックリストやアンケート(利用者・職員等)を実施し、結果を分析して改善につなげます。

## 8. 通報体制・相談受付体制の整備

虐待の疑いを含む情報を得た場合の「安全確保」「記録」「報告」「関係機関への連絡・通報」等の流れを明確化し、速やかに動ける体制を整えています。

## 9. 法人のガバナンス機関等での報告・公表

必要に応じて、法人理事会・評議員会・第三者委員会等へ報告し、再発防止策や改善内容を整理のうえ、可能な範囲で公表します。

## 10. 採用時の誓約書・虐待防止研修の受講

採用時に権利擁護・虐待防止に関する誓約書を取得し、入職時研修(虐待防止を含む)の受講を義務づけています。